

清末各省調査局について：基礎情報の整理と紹介

西, 英昭
九州大学大学院法学研究院：准教授

<https://hdl.handle.net/2324/1657762>

出版情報：法史学研究会会報. 15, pp. 60-77, 2011-03-25. 法史学研究会
バージョン：
権利関係：



【叢 説】

清末各省調査局について

——基礎情報の整理と紹介——

西 英 昭

I : はじめに

清末中国で慣習調査が行われたことはすでに多くの研究がこれを指摘しており、筆者自身もこれを分析したことがある⁽¹⁾。そこでは清末における慣習調査につき調査局と修訂法律館の二系統が存在する事を指摘しておいたが、行論の中心が『民商事習慣調査報告録』の氏素性の解明という点にあったこともあり、清末の調査局なる機関については当時知り得た情報を初步的に整理するに止まった。

調査局の手になる慣習調査の報告書は『民商事習慣調査報告録』に比べてあまり利用されてこなかった。なぜならこの清末の慣習調査自体、その実態が不明であり、調査報告書の所在も十分に明らかではなかったためである。さらに、その報告書自体にも利用を阻む大きな問題があった。即ち、その報告書群の中には、調査報告ではなく調査問題を列記したのみのものも多く含まれ、これでは当事者が何を調べようとしたのかは判明しても、それに対する調査の回答はそこからは読み取れないということになる。また残存する報告書はその対象地域もばらばらで、例えばどこか一箇所に就いて県から省までの各段階のものが凡て揃っているというような例が見出せなかつたということも、この史料の利用を困難にしていた。

その後同拙稿を中国語訳⁽²⁾する際に、調査局について得られた情報を増補して発表したが、中国語でありかつ国内では比較的入手し辛い媒体に掲載したため、広くその情報が共有されるには到らなかつた。また後の調査で新たに様々な情報が判明したこともあり、今回これらをまとめて一編とし紹介することとした。読者にその都度旧稿の参照を強いるのは不便であるため、旧稿において紹介した調査局関連の情報も再掲して一括しておくことにしたい。従つて一部旧稿のテキストと重複する箇所が登場するが、諒とされたい。

II : 調査局をめぐる情報の整理と紹介

清朝が各省に調査局なる部局を設けて慣習調査を行う発端となったのは、光緒 33 年 9 月 16 日の「憲政編査館大臣奕劻等請飭令各省設立調査局並辦事章程摺」とみられる⁽³⁾。同摺には詳細な辦事章程が付されている。一端を引用する。

第一條 各章應設調查局一所專任臣館一切調查事件歸本省督撫管理主持

第二條 調查局應設法制統計兩科分掌各事

第三條 法制科分設三股如左

第一股 掌調查本省一切民情風俗並所屬地方紳士辦事與民事商事及訴訟事之各習慣

第二股 掌調查本省督撫權限內之各項單行法及行政規章

第三股 掌調查本省行政上之沿習及其利弊

ここで掲げられる調査の分類項目が現存する調査報告書のものと同一であることから、この摺により調査が実際に開始されたことが見て取れる。同摺はまた調査目的につきドイツの法制局を引き合いに出し、

查德國法制局、中央既設本部、各邦復立支部一司、釐定一任審查、故所定法規施行無阻。中國疆域廣袤、風俗不齊、雖國家之政令、初無不同、而社會之情形或多岐異。現在辦法必各省分任調查之責、庶幾民宜土俗洞悉靡遺。將來考核各種法案、臣館得有所據依、始免兩相抵。

と述べて法典編纂のみならずそれを全国に行う際の行政上の問題をも考慮に入れた調査の必要を示唆している。調査項目に民情風俗、地方紳士辦事などの分類が立っているのはその表れとも理解し得る⁽⁴⁾。この摺を発端とし、早いところでは光緒33年12月から⁽⁵⁾、それ以外も概ね光緒34年にかけて、調査局が順次設立されていったことが関連上奏文や各省調査局の公牘から判明する。

こうした調査局が慣習調査を行うに当っての具体的な調査項目については各調査局の起草に任され、憲政編査館に送られて審査を経て館より必要な指示が与えられていたようである。調査問題の起草過程について具体的な動向を伝える史料に『江西調査局公牘輯要』がある。そこでは、

調査民事習慣略例

日本法學博士岡松參太郎有言、支那止有刑法行政法、民事則一任其習慣、官府不以法相干涉、此其言殆中於事實者矣。…（中略）…方今朝廷方集日本諸法家訂民法、顧吾俗恒謂財債細故不關重要、又有清官難問家事之諺、日本民法以財產親族爲兩大端、則皆財債細故及家事之類也、日本民法本因事立規條、分彌悉然、就中有爲彼間殊俗創制厥事、爲諸夏之所無、又術語方言、多爲吾俗所弗喻、不當盡行引據、茲本岡松氏舊說、用財產身分分部標舉大綱、分別如左

とされており、『台灣私法』でも名高い岡松の名前を直接に引用する史料として注目できよう。調査の現場では、調査自体の指針・経験がないという状態の中で、如何にして実り多い結果を挙げるか、という切実な問題があったものと思われる。そこで一つの方法とし

て日本法の枠組みが用いられたとしても不思議ではなかろう。そのほか広東調査局は自身の調査問題の来源につき「依拠現行之法律並仿照直隸兩江山東之辦法擬定綱目」と述べ⁽⁶⁾、また広東調査局が依拠した山東調査局は統計處の部分について湖北調査局の例に倣ったことを記している⁽⁷⁾。

また調査を行う人材の育成に関するものもあり早い段階からの措置を見ることがある。局を取りまとめる總辦について日本留学経験者をも含めた、近代法制に長けた人材を充てることがしばしば行われており、また実際の調査に携わる人員について、同時期に展開していた法政学堂の卒業生や地方自治局付設の調査員養成会に注目する上奏⁽⁸⁾もあり、自前での養成を建言するものもある⁽⁹⁾。問題の作成については各省相互間、また中央の憲政編査館との間で人材交流が行われていたことも窺える。例えば安徽巡撫が知府を憲政編査館に派遣し憲政についての知識を学ばせようとしている様も報告されている⁽¹⁰⁾。

各調査局からの史料では、その運営に関する様々な具体的問題の存在を窺うことができる。中でも相当悩みの種であったのが設立・運営経費の捻出であったようである。また地方によっては依拠すべき文献が少ない⁽¹¹⁾、ないしはその貴重な文献が兵火に係り焼失している⁽¹²⁾等の様相が伝わってくる場合もある。

様々な条件が次々と出来する中でともかくも調査は行われ、報告書が北京へと送られることで、現在の我々もそれをする事ができるわけである。中でも広東調査局については、中央での調査局章程よりもはるかに詳細な辦事章程・銜名表を持ち⁽¹³⁾、その報告書の編纂過程について、回答のあった地域名を具体的に挙げる史料⁽¹⁴⁾など、今後我々が報告書を利用するにあたって参考となる情報が多く残されている。

以上、清末において他機関とも平行しながら慣習調査を行った調査局であるが、大変興味深いことに、これが清末の最末期には撤収されていたことがわかる。宣統3年3月15日諭旨には「擬將調查局内所有法制事宜併歸各該督撫會議廳參事科辦理」とあり⁽¹⁵⁾、これが実質上の調査局の終焉と思われる。その後これに応じて撤収したことを告げる史料がいくつかの省について残されている。

おそらくはこの撤収に伴い、関係資料たる調査報告書はひとまず北京へ集められたものと思われる。また撤収後に完成した報告書が北京へ送られることがあったのかもしれない。このあたりの詳細は不明だが、『各省區民商事習慣調査報告文件清冊』(『司法公報』第37次臨時増刊・通卷第232期)に収録される膨大な「前清時代」の民商事習慣調査報告には憲政調査局関連のものも多く見られ、これらが民国時代の司法部によってともかくも保存されていたことが知られるのみである。現在この大部分の史料の行方は残念ながら杳として知れない。

さて以下、各省調査局の設立時期、設立人員、関連史料等についてまとめた「【図表1】清末における各省調査局一覧」、関連する上奏等の一次史料をまとめた「【図表2】各省調査局関連史料一覧」を掲げるので参考されたい。(【図表2】の末尾に凡例を付してあるが、

【図表1】につき官紳=『最近官紳履歴彙録 第一集』(北京敷文社・1920)、上図=上海図書館、中科院図=中国科学院図書館とする)

【図表1】清末における調査局一覧

(1) 直隸調査局

開局: 光緒33年12月～宣統3年4月末日

人員: 総辦・汪士元(直隸補用道) [官紳 p54]

関連上奏: 官報359=憲編16-3、憲編16-24、憲編16-6、官報1295

関連史料: 『第三部民事習慣調査書・直隸調査局民事習慣目録』(上図: 長459457)

(2) 山西調査局

開局: 光緒34年4月16日～宣統3年(?)

人員: 総辦・王為幹(山西候補道) [官紳 p17]

法制科科長・趙儼威(分省同知・日本法政大学学生) [官紳 p208?]

法制科股官・劉蕃(日本法政大学専科生) [官紳 p221?]

周之驥(山西候補直隸州知州) [官紳 p78?]

龔慶雲(和順県知県・進士館法政畢業生) [官紳 p257?]

統計科科長・吳人達(揃選知県・日本明治大学法科生) [官紳 p36]

統計科股官・姚樹(日本法政大学畢業生)

吳人彥(忻州同銜・江蘇南菁高等学堂畢業生)

潘灝(山東候補知県)

設置場所: 巡撫署中西院

関連上奏: 官報220、憲編16-20、官報1318

(3) 热河調査局

開局: 光緒34年4月1日

人員: 総辦・謝希銓(热河道)

後に徐士佳(热河道)

関連上奏: 官報208=会政165-947、会政156-1090、憲編16-30、官報884=憲編16-11

官報1337

(4) 奉天調査局

開局: 光緒34年8月21日

人員: 総辦・張瑞蔭(開缺山西道監察御史)

後に交代

関連上奏：官報 333=軍档 166175=官档 26-207、軍档 175900、軍档 182925

関連史料：『奉天調査局公牘摘要』（京都大学人文科学研究所図書館蔵）

「奉天調査局档案（JB20）」（中国遼寧省档案館蔵）(16)

（5）吉林調査局

開局：光緒 33 年 10 月～宣統 3 年 5 月末日

人員：総辦・馬濬年（学部郎中）

後に何寿朋（鹽運使銜候選道）

関連上奏：官档 26-161、官報 339=軍档 166253、憲編 16-19、軍档 176837

内閣 59

関連史料：『吉林調査局文報初編 3 卷』（国立国会図書館蔵：312.2253-Ki3342k）

（6）黒龍江調査局

開局：[光緒 34 年 6 月 7 日より前]～宣統 3 年 4 月末日

人員：総辦・張国淦（内閣中書）[官紳 p137]

関連上奏：憲編 16-8、官報 558=軍档 177450、官報 1002=軍档 189215、官報 1227

官報 1280

（7）江蘇調査局

開局：光緒 34 年 2 月～宣統 3 年 6 月末日（？）

人員：総辦：王仁東（江蘇候補道）

江衡（分省補用道）[官紳 p25?] 王仁東と会同

朱之榛（准補淮揚海道）財政統計関連につき王仁東と会同

設置場所：省城所設自治局側

関連上奏：会政 184-1062、官報 225、憲編 16-22、官報 354=軍档 166675、憲編 16-5、

憲編 16-31、内閣 43

（8）浙江調査局

開局：光緒 34 年 8 月 1 日～宣統 3 年 4 月末日

人員：総辦・章樾（来浙候選道）

ほか科長 2 人、委員 6 人

関連上奏：官報 411=軍档 167961、内閣 23

関連史料：『浙江全省調査局章程』（上図：456832）

『浙江全省調査総局法制科第一二三股調査類目』（中科院図）

『浙江憲政調査局民事習慣報告書』上巻（上図：長 479830）

『浙江法制報告 単行法令行政規章』(上図：480163)

(9) 安徽調査局

開局：光緒 34 年 3 月 8 日

人員：総辦・顧賜書（分發試用道）

関連上奏：官報 185=会政 182-1116、憲編 16-4、憲編 16-7、憲編 16-17

(10) 福建調査局

開局：〔宣統元年 5 月 26 日より前〕～宣統 3 年 5 月末日

人員：総辦・尚其彥（藩司）、姚文倬（学司）、廉學良（臬司）

鄭錫光（翰林院編修）、潘炳年（前四川夔州府知府）も会同

関連上奏：官報 616=軍档 178806、官報 1359

(11) 江西調査局

開局：光緒 34 年 3 月 27 日

人員：総辦・張檢（在任候補道卸署南昌府事正任饒州府知府）

後に江峯青（試用道）

関連上奏：官報 240、軍档 177033、軍档 181442

関連史料：『江西調査局公牘輯要』（京都大学人文科学研究所図書館蔵）

(12) 山東調査局

開局：光緒 34 年 3 月 1 日

人員：総辦・周學淵（廣東候補道）

関連上奏：官報 87、官報 177=会政 162-869、会政 164-933、憲編 16-9、憲編 16-18

関連史料：『山東調査局公牘錄要初編』（東京大学東洋文化研究所図書館蔵、上図：

541127-28）

(13) 河南調査局

開局：宣統元年 3 月 27 日～宣統 3 年 4 月末日

人員：総辦・蔣懋熙（特用道）[官紳 p228]

関連上奏：官報 573=軍档 177864=会政 405-3707=憲編 16-10、憲編 16-2、官報 1300

(14) 湖北調査局

開局：〔光緒 34 年 2 月 22 日〕

人員：総辦・陳敬第（翰林院編修）[官紳 p157?]

後に胡嗣瑗（翰林院編修）〔官紳 p88?〕へ交代
法制科科長・金保康（内閣中書）
設置場所：省城裁缺糧道衙門
関連上奏：官報 146、軍档 165642、憲編 16-15、軍档 182496、軍档 188471
関連史料：『湖北調査局公牘初輯』（上図：長 454081）
『湖北調査局法制科第一次調査各目』（上図：長 459423）
I・第一部 民情風俗地方紳士辦事習慣（上図：480227）
II・第三部 民事習慣（上図：480228、長 483785）
III・第三股（上図：480229、長 483651）

(15) 湖南調査局

開局：光緒 34 年 7 月 8 日
人員：總辦・張啓後（留学日本法政大学畢業・翰林院編修）
関連上奏：官報 600=軍档 178416

(16) 広東調査局

開局：光緒 34 年 6 月 25 日～宣統 3 年 5 月末日
人員：督辦・胡湘林（廣東布政使）、沈曾桐（廣東提學使）、蔣式芬（廣東按察使）
丁乃揚（廣東鹽運使）〔官紳 p2?〕、王秉必（廣東巡警道）、
陳望曾（廣東勸業道）
總辦・江零（鹽運使銜廣東補用道）
法制科科長・吳蔭培（前先補用道前潮州府知府）〔官紳 p35?〕
統計科科長・李葆〔鹿+吝〕（運同銜廣東赤溪同知）〔官紳 p44?〕
ほか総勢 34 名
関連上奏：官報 316=軍档 165768=会政 263-1771、憲編 16-14、憲編 16-29
官報 1356
関連史料：「廣東調査局辦事詳細章程清冊・辦事員司銜名表」（憲政編查館档案所収）
『廣東省民情風俗第一次報告書』（上図：長 082745）

(17) 広西調査局

開局：光緒 33 年 11 月 11 日
人員：顏楷（翰林院編修・留学日本畢業）〔官紳 p244?〕
関連上奏：軍档 166599、官報 548=軍档 177127

(18) 四川調査局

開局：光緒 34 年 8 月

人員：総辦・陳漢第（法政畢業学生同知銜調川補用知県）[官紳 p152]

法制科科長・饒鳳璪（法政畢業学生調川補用知府）

統計科科長・彭承念（法政畢業学生調川補用知県）

関連上奏：官報 447=軍档 169278、憲編 16-13

関連史料：『四川調査局法制科第一股調査問題冊』（上図：506922）

『調査四川省民事習慣』（社会科学院経済研究所図書館蔵：史 790／7186）

『調査四川省商事習慣報告書』（同上：史 739／6204）

(19) 貴州調査局

開局：光緒 34 年 2 月 9 日

人員：総辦・賀国昌（留学日本法政卒業・補用知府）[官紳 p171?]

設置場所：巡撫署西隣旧釐金局跡地

関連上奏：官報 172=宮档 25-366=会政 139-795、内閣 52

(20) 雲南調査局

開局：光緒 34 年 3 月 1 日

人員：総辦・葉爾愷（雲南提学使）

関連上奏：官報 197

(21) 陝西調査局

開局：光緒 34 年 3 月 24 日

人員：総辦・張藻

関連上奏：宮档 24-674、宮档 24-686、官報 207、憲編 16-12、憲編 16-25、憲編 16-26、

官報 1057

(22) 甘肅調査局

開局：光緒 34 年 6 月 13 日

人員：総辦・豊伸泰（布政使）

後に陳燦（布政使）

関連上奏：憲編 16-16、官報 401=軍档 167761

(23) 新疆調査局

開局：光緒 34 年 2 月 9 日

人 員：總辦・王樹枏（新疆布政使）[官紳 p11?]

後に杜彤（新疆布政使）

閔連上奏：憲編 16-21、憲編 16-23、官報 726=軍档 181297、憲編 16-27、官報 1139

【図表2】各省調査局関連史料一覧

日時	件名	出典
光緒33・07・15	恩壽奏為委員設定憲政調査局片	宮档24-674
光緒33・07・15	恩壽奏為籌撥憲政調査局經費片	宮档24-686
光緒33・09・16	憲政編查館大臣奕劻等請飭令各省設立調査局並辦事章程摺	官報3,4 籌備p51
光緒33・09・16	令各省設立調査局各部院設立統計處諭	籌備p52
光緒33・12・15	署山東巡撫吳廷斌奏東省設立調査局調丁憂道員周學淵差委片	官報87
光緒34・02・22	湖廣總督趙爾巽奏設立調査局片	官報146
光緒34・03・19	貴州巡撫龐鴻書奏設立調査局刊刻關防片	官報172 宮档25-366 会政139-795
光緒34・03・23	署山東巡撫吳廷斌奏設立調査局片	官報177 会政162-869
光緒34・04・01	安徽巡撫馮煦奏派道員顧賜書開辦憲政調査局摺	官報185 会政182-1116
光緒34・04・10	山東巡撫抄咨設立調査局摺奉硃批由	会政164-933
光緒34・04・14	雲貴總督錫良奏遵設雲南憲政調査局摺	官報197
光緒34・04・21	江蘇巡撫抄咨設立調査局由	会政184-1062
光緒34・04・24	陝西巡撫恩壽奏設立憲政調査局片	官報207
光緒34・04・25	熱河都統廷杰奏設調査局摺	官報208 会政165-947
光緒34・05・04	熱河都統咨送遵設調査局奉硃批由	会政156-1090
光緒34・05・07	山西巡撫寶棻奏設調査局摺	官報220
光緒34・05・12	兩江總督端方奏設立調査局片	官報225
光緒34・05・13	陝西巡撫附奏設立調査局暨經費開銷等項片已抄稿在案錄硃批由	憲編16-12
光緒34・05・16	山西巡撫為具奏晉省遵設調査局開辦情形派委各員一摺恭錄硃批由	憲編16-20
光緒34・05・26	護理江西巡撫沈瑜慶奏設立調査局片	官報240
光緒34・05・30	江蘇巡撫為咨請加札添派道員朱之榛充調査局總辦由	憲編16-22
光緒34・06・07	熱河調査局為申報奉到派充諮詢員委札日期由	憲編16-30
光緒34・06・10	山東全省調査局申為申報事	憲編16-9
光緒34・07・18	黑龍江省調査局總辦申為申報奉劄日期由	憲編16-8
光緒34・07・26	甘肅布政使為申報充新疆調査局總辦奉劄日期由	憲編16-21
光緒34・08・10	陳夔龍奏報翰林院編修調來鄂委充調査局總辦之陳敬第辭差並擬請胡嗣瑗接充(摺片)	軍档165642
光緒34・08・11	甘肅新疆巡撫咨呈派李鍾奇充新疆調査局庶務委員由	憲編16-23

光緒34·08·14	兩廣總督張人駿奏設立調查局開辦情形片	官報316 軍檔165768 會政263-1771
光緒34·08·19	徐世昌等奏設立調查員養成所由片	官檔26-161
光緒34·09·02	東三省總督徐世昌奏設立調查局編纂法制統計事宜摺	官報333 軍檔166175 官檔26-207
光緒34·09·04	東三省總督徐世昌奏遵設調查局委郎中馬濬年為總辦片	官報339 軍檔166253
光緒34·09·18	張鳴岐奏報廣西省籌設憲政調查局事(摺片)	軍檔166599
光緒34·09·19	兩廣總督咨呈廣東調查局員銜名表並章程共二本由	憲編16-14
	附件:廣東調查局辦事詳細章程清冊	
	附件:廣東調查局辦事員司銜名表	
光緒34·09·22	兩江總督端方奏設立調查局片	官報354 軍檔166675
光緒34·09·22	甘肅調查局申報奉劄日期由	憲編16-16
光緒34·09·22	陝西調查局為申報奉札日期由	憲編16-25
光緒34·09	陝西巡撫文一件為申報充調查局總辦奉札日期由	憲編16-26
光緒34·09·23	湖廣總督咨為湖北調查局諮詢員呈報奉札日期由	憲編16-15
光緒34·09·28	直隸總督楊士驤奏設立調查局及常年經費請作正開銷片	官報359 憲編16-3
光緒34·10·03	直隸總督附奏設立調查局辦法片由	憲編16-24
光緒34·10·05	吉林調查局申報奉札日期由	憲編16-19
光緒34·10·14	奉天調查局申為申報奉札日期由	憲編16-6
光緒34·11·09	陝甘總督升允奏為遵設調查局籌辦情形摺	官報401 軍檔167761
光緒34·11·19	浙江巡撫增韞奏遵設調查局摺	官報411 軍檔167961
光緒34·12·26	四川總督趙爾巽奏設立調查局委補用令陳漢第等充總辦各員片	官報447 軍檔169278
宣統01·02·27	四川總督具奏四川省設立調查局片稿咨呈在案恭錄藍批由	憲編16-13
宣統01·02·30	徐世昌奏報奉天籌辦設立調查局事宜(摺片)	軍檔175900
宣統01·03·02	奕劻等奏為議覆徐世昌奏調何壽朋充吉林調查局差使由(摺片)	軍檔176837
宣統01·03·10	馮汝驥奏為候補道黃仁濟堪以派充江西調查局事務由(摺片)	軍檔177033
宣統01·03·15	廣西巡撫張鳴岐奏遵設調查局編纂法制統計事宜摺	官報548 軍檔177127
宣統01·03·26	東三省總督徐世昌奏調查局設科辦事情形片	官報558 軍檔177450

宣統01·04·14	河南巡撫兼管河工事務吳重蕙奏報豫省遵章設立調查局遴員切實經理情形	官報573 軍檔177864 會政405-3707 憲編16-10
宣統01·05·11	湖南巡撫岑春蓂奏報湘省調查局辦理情形摺	官報600 軍檔178416
宣統01·05·26	閩浙總督松壽奏為設立調查局並委員辦理片	官報616 軍檔178806
宣統01·07·26	兩廣總督咨呈事	憲編16-29
宣統01·09·18	甘肅新彊巡撫聯魁奏建設調查局辦理情形摺	官報726 軍檔181297
宣統01·09·24	馮汝駿奏報以江峯青派充江西調查局總辦(摺片)	軍檔181442
宣統	吳士鑑奏請飭令各省法政學堂監督及調查局總辦以京曹翰林人員選充事(摺片)	軍檔182399
宣統01·10·30	陳夔龍奏報翰林院編修湖北調查局諮詢官胡嗣瑗回京供職事(摺片)	軍檔182496
宣統01·09·16	堂稿	憲編16-1
宣統01·11·16	錫良等奏請將掌山西道監察御史調充奉天調查局總辦張瑞蔭請准回京供職(摺片)	軍檔182925
宣統01·12·08	黑龍江巡撫周樹模奏呼倫貝爾設立調查局片	官報805 軍檔183581
宣統	奕劻等奏請法政學堂監督及調查局總辦之人選擬以曾習法政深明治體之各該省之人士充任為宜(摺片)	軍檔184187
宣統02·02·30	熱河都督誠勳奉委熱河道徐士佳總辦調查局事宜片	官報884 憲編16-11
宣統02·06·02	瑞澂奏請將中書金保康發往湖北仍充調查局法制科科長並免扣資俸由	軍檔188471
宣統02·07·05	黑龍江巡撫周樹模奏添撥調查局經費等片	官報1002 軍檔189215
宣統02·08·29	陝西巡撫恩壽奏裁併憲政調查局等片	官報1057
宣統02·10·25	新疆巡撫以新省署布政使杜彤兼任調查局總辦請鑒照由	憲編16-27
宣統02·11·24	開缺新疆巡撫聯魁奏建修憲政調查局各項工程用款摺併單	官報1139
宣統03·02·28	黑龍江巡撫周樹模奏委留江補用道盧弼充調查局總辦片	官報1227
宣統03·03·15	憲政編查館奏變通各省調查辦法摺	官報1241 會政1027-9610
宣統03·04·24	黑龍江巡撫周樹模奏調查局歸併會議廳辦理片	官報1280
宣統03·04·24	黑龍江巡撫周樹模奏飭參事科將調查局應辦各事接收片	官報1280

宣統03・05・09	直隸總督陳夔龍奏設立統計處片	官報1295
宣統03・05・15	河南巡撫寶棻奏遵設統計處情形片	官報1300
宣統03・06・03	開缺山西巡撫丁寶銓奏裁撤調查局改設統計處片	官報1318
宣統03・06・22	熱河都統溥颋奏設統計處片	官報1337
宣統03・閏6・12	兩廣總督張鳴岐奏遵設統計處核定經費並裁撤調查局片	官報1356
宣統03・閏6・15	閩浙總督松壽奏裁併調查局專設統計處片	官報1359
宣統03・閏6・28	東三省總督趙爾巽奏設立統計處片	內閣23
宣統03・閏6・29	浙江巡撫增韞奏裁撤調查局變通辦法片	內閣23
宣統03・08・11	兩江總督張人駿奏裁撤調查局設統計處等片	內閣43
宣統03・08・19	貴州巡撫沈瑜慶奏裁撤調查局設統計處片	內閣52
宣統03・08・19	東三省總督趙爾巽吉林巡撫陳昭常奏設統計處裁撤調查局片	內閣59

不明分

04・30	河南巡撫電	憲編16-2
06・23	河南巡撫電	
07・19	安徽巡撫文一件擬派知府王詠霓前赴貴館調查憲政由	憲編16-4
03・25	南京署電報局電	憲編16-5
12・17	奏馮煦交憲政館	憲編16-7
(日付なし)	安徽調查局總辦顧賜書申一件申報奉札日期由	憲編16-17
(日付なし)	山東巡撫文一件	憲編16-18
	江甯調查局呈文	憲編16-31

凡例

官報＝政治官報(官報一号数)

内閣＝内閣官報(内閣一号数)

籌備＝故宮博物院明清档案部編『清末籌備立憲檔案史料』(中華書局・1979)

(籌備一頁数)

会政＝中国第一歴史档案館所蔵會議政務処档案

(会政一請求番号)

憲編＝中国第一歴史档案館所蔵憲政編査館档案

* 16「江蘇巡撫等為遵設調查局及調查局章程局員銜名等有關文件」

に含まれる史料。16のあとの番号は整理のため著者が便宜的に付

したものである。(憲編16-便宜的番号)

軍档＝台湾故宮博物院所蔵軍機処档案(軍档一請求番号)

宮档＝國立故宮博物院編輯『宮中档光緒朝奏摺』

(國立故宮博物院・1973-75)(宮档卷号一頁数)

III：版本の利用に向けての試み：土地に関する慣習を素材として

清末の調査局による調査報告は、『民商事習慣調査報告録』の内容に比してもさらに簡素である。時には調査問題のみが、時にはあまりにも端的に「習慣」が述べられるため、それをそのまま利用して当時の中国の「習慣」はこうであったと述べるわけにもいかない。その意味では、非常に使い辛い史料であるとする事ができよう。以下ではそのような史料状況の中、唯一といつてもいいほど重層的なテキストの残存を示している直隸（現在の河北省地域にほぼ相当）での慣習調査に関する版本の利用に関する初步的な検討を試みたい。

直隸における調査局の慣習調査に関し残存するテキストは四つある。まず『直隸調査局法制科第一股調査書』である。東京大学東洋文化研究所（以下東大本）、京都大学人文科学研究所に所蔵があるが、京大本は第四冊を欠いている。これは主に調査問題を列記したもので、中には難解と判断された用語に按語や注釈が付されている場合がある。次に「北洋法政學報」⁽¹⁷⁾誌上での連載である（以下学報連載）。これは同誌 113 号から 140 号にかけて「調査局法政科調査書序」「民情風俗調査書」「民事習慣調査書」「商事習慣調査書」「訴訟事習慣調査書」として連載されたものである。三つ目は『直隸調査局調査民事習慣目録』であり、上海図書館に所蔵される抄本である（以下上海図本）。ここまででは調査問題を順に収録したものである。最後は『法制科民情風俗地方紳士民事商事訴訟習慣報告調査書稿本』であり、北京大学図書館善本室に所蔵される。調査問題に引き続き、直隸武進県における調査結果をまとめたものである（以下北京大本）。

前三者との内、日付が確定しているのは「北洋法政學報」の 113 号から 140 号、即ち 1909 年 9 月（宣統元年 8 月中旬）から 1910 年 6 月（宣統 2 年 5 月中旬）のみである。相互の版本の成立順序はいかにして確定できるか。この成立事情を窺える資料が吳興讓⁽¹⁸⁾「各省調査局章程釋疑」（北洋法政學報 55・1908（光緒 34 年））及び同「調査局法制科調査書序」（同 113・1909（宣統元年））である。

同序からはこの直隸の調査局法制科調査書が吳興讓の手になる（訴訟事習慣については吳侶伊による）ものであることがわかる。またこれを局より刊行したところ、自治・法律を学ぶ者が殺到し部数が足りないため、法政學報に連載するとの言明がある。それを裏付けるように、東大本と学報連載は校合するとほぼ同文（数箇所の誤植程度）になっており、東大本が学報連載として掲載されたものと確定できる。

ただ系統不明なのは上海図本である。これは東大本と殆んど同文でありながらも異同を各所に見ることが出来る。吳興讓序によれば「…三閱月而脱稿、又蒙總辦汪向叔觀察、細加察核、去其與我國習慣不甚關係者若干條、去其專屬江蘇習慣者若干條、又閱月而商訂始定…」とある。上海図本では「吳下」とした表現が「南省」といった表現に書き換えられている箇所もあり（後述）、江蘇に関する質問が削られている箇所⁽¹⁹⁾もあることから、序にいう「去其專屬江蘇習慣者若干條」を行う前の段階の草案かとも思われる。直隸調査局にいいう「去其專屬江蘇習慣者若干條」を行った後の段階の草案かとも思われる。直隸調査局

は各省調査局の中では最も早く成立したものであり、調査問題もおそらく早期に策定されたものと思われる。従って成立順序は逆で、直隸での問題を江蘇において参照するために筆写し推敲を加えたものとすることもできるが、確証はない。ただ、吳興讓自身が江蘇の例を参考し削除したことなどを述べていること、また後にも見るように各所において江蘇に関するものを削除したと見られる箇所があることから、現段階では直隸における問題の草案である可能性が相対的に高いものと思われる。

旧来問題文のみで回答が無かったがために利用しづらい状況であったが、問題文のみであっても異なる版本との校合が可能となったことにより興味深い結果が得られる。例えば「民事習慣調査書」民事行為の按語では、上海図本が「我國於未成交之時則名爲草契草合同、而正契正合同則在成交之時、凡土地房屋之賣買、草契爲債權性質、而正契則屬於物權性質矣」としている内の下線部が学報連載では「而正契則已在成交之時作爲買定之憑據、似近於物權性質矣」となっている。

また同動産賣買十六「付款交貨清訖之時是否無用契券抑仍須訂立契券」との問題に付された註は、上海本が「我國不動產賣買至付款交物之時而成正契、則此契作為所有權之憑據、而非賣買憑據矣、與日本以成交為契約解除者性質相異、日本之契約正我國之草契性質也」とする一方、学報連載は「我國不動產賣買至付款交物之時而成正契、則此契作為賣買已成之憑據、與日本以成交為契約解除者性質相異、日本之契約正我國之草契性質也、不動產於成交時立正契、動產成交之時亦或有兩訖之憑據也」としている。

もし上海図本が先行する草稿だと推定すれば、そこから内容の変更を伴う書き換えが行われていることになる。変更が行われた部分は物権の性質、契約文書の性質にかかる部分だけにその推定が正しければ、清末の慣習調査に携わった人員の判断の変更をそこに窺うことができる史料となる。

さて、上海図本と東大本・学報連載にはそれぞれ「地面権」と題する部分が設けられており、それぞれその説明が附されている。上海図本は、

按吳下鄉間俗例有田底田面之名、田底者為業主所有指土地之底而言、田面者為耕戶所有指其地應歸某人耕種而收其面上之出產也、此其理因鄉農多食力之人、一旦業主不與耕種、則一時無從覓地耕種、即使覓得、幾費時日一過春耕而一年坐食矣、故鄉間視田底甚為鄭重、其田底大半傳諸子孫視同所有權、官文書上雖未見明文、然事實上則皆默認之矣、甲午以後開租界闢馬路、官給之價由業主領七成、耕戶領三成、此田底田面分開之明証也、以官文字言之稱為租戶、實則與房屋之租戶大有區別、房屋之租戶則住若干時納若干租、田地則以一歲一熟為常、吳下佃戶不但由祖宗傳于子孫、并有出錢購買田面者、並可以其應耕之地轉租與他人耕種者、則習慣上幾與共有權相類似矣、按諸日本民法之永小作權、為租人土地耕種牧畜之權、至長以五十年為一期、另訂又不得過五十年、而吳下耕戶習慣上多無年限、故業主出賣此田、則耕戶隨地而納租於新業主、習慣上向不定期限他種租賃必議租價耕田向有定額、故無須訂立明文、雖不能視為共有、實與他租賃有別、至租地造屋、有訂立期限者、若不訂期限則爭議允多、使必按照普通租賃、則

租者大為不穩、直隸想亦有此習慣、故附於所有共有之後地面二字、亦可與礦權不混、似可借。

との解説をおき、これに対し東大本は、

按日本民法有謂永小作權者、爲租人土地耕種牧畜之權、至長以五十年爲期、期滿另訂、又不得過五十年、我國租地稍有區別、大致可分爲二、一爲訂明期限者、與普通租賃無異、一爲不訂期限者、與普通租賃不同、故不訂期限者、俗有田底田面之說、田底指業主所有而言、田面指佃戶耕種之出產而言、此其理因鄉農多食力之人、田地以一歲一熟爲常、設業主可隨時不與耕種、則一時無從覓地、即使覓口得幾費時日一過春耕而一年坐食矣、故鄉間習慣往往有以田面傳諸子孫者且有轉租於他人者、業主出賣其田、則佃戶隨而納租於新業主者居多、官文書上雖無明文、而習慣則默認之矣、此與定期租賃之性質迥異者也、至租地造屋以土地所有權與房屋所有權分屬二人、而兩物又爲不可分離之物、此又與租賃物件之性質迥異者也、二者性質既與普通租賃迥異、則各處辦法諒有區別、故附於所有共有之後問及之。

としている。再三述べたように、上海図本と東大本の系譜関係は明確では無いが、上記上海図本の「直隸想亦有此習慣」との表現において「想」を予想・推量の意にとれば（即ち「直隸でもこの習慣があるであろうから」の意。おそらく自然な解釈としてはそうなるであろうが）、「呉下」の慣習についての解説をもとにこれを直隸においても調査する、との方針がとられているものと推定することができる。

さて、以上の解説に対し北京大本は以下のようないい説明を以て応答している。

按北方風俗、財産最重、業主田宅為業主所有權、無所謂地面權、雖租戶承種出租、不得為世代相傳之命產、大清律所載「租戶承種、業主地畝、如照議出租、業主不得另佃、如業主自種、租戶不得簷詞把持」等語、例有明文、明許土產為業主所有權、租戶不過因納租而得此地之出產、田土仍為業主所有權、習慣上略有區別、分別二類如左、

甲 一曰業主之現地皮、現地皮云者、別乎價賣租息之帶細地之名詞也、此類地、業主或自種、或招農耕種、均分禾稼、或隨市漲落議現租、或隨市價漲落議引、皆由業主自便現租、或以一年為期限、或為半年為期限、引有押租、並歷年帶交歲租、與典地相類、或有定限回贖、或無定限回贖、自引押之後、地戶可以輾轉引押於他戶、除隙地外、不准地戶造屋葬墳、此現地皮之習慣也

乙 一曰業主之帶細地、帶細地云者、別乎隨意自種招租現地皮之名詞也、此類地有收租與分糧之別、皆業主核計租息價賣者與按地議價、或典或買之現地皮稍異、租有定額、與現地皮之現租押租有別、分糧亦然、無故不准撒地、若業主出賣、有兩種辦法、一則仍按租息或糧息賣與新業主、地戶隨而納租、或分糧於新業主、一則按市價賣地、業主得十分價之七八、地戶得十分價之二三、此類地、地戶可以造屋葬墳、此帶細地之習慣也、以上二類習慣區別如此、有不得渾而為一者、因地面權之按語、謹有訂明期限與不訂期限為區別云云、與物權及習慣有不相符合處、故先分類辦明。

回答では冒頭から「無所謂地面權」とされ、この地域での現地皮、帶細地についての説明が行われている。この説明の後に問題⁽²⁰⁾が続けられているがそれも専ら現地皮、帶細地をめぐる回答となっている。

上海図本の想定する所は「吳下」における「田面田底」についての問答であり、これが恐らくは直隸にも同様の慣習があるであろうから、という前提をへて設問として導入されたものの、その前文では「田面田底」そのものを調べるというよりも、それに類似した関係への調査に移動しており、それに対する回答は「現地皮」「帶細地」と呼ばれる現地の慣習であった。ある地域の慣習が日本民法（この場合では永小作権が引き合いに出されている）とのすり合わせによって調査問題となり、調査者がそれに「類似」乃至「近接」すると考える慣習を新たに持ち込んでくる過程がそこにあるが、これらの間の差異を弁別する、ないしは統合する概念を導く、などの作業はある程度まで民国期に行われたのかもしれないけれども、当座調査報告書でたどれるのは此処までである。新たな史料の追加により清末民国での経験が比較可能なものとなる可能性を期待したい。

註

- (1) 拙稿「『民商事習慣調査報告録』成立過程の再考察－基礎情報の整理と紹介－」（中国－社会と文化－16・2001）。
- (2) 拙稿「清末・民国時期の習慣調査和《民商事習慣調査報告録》」（中国法律史学会編『中国文化与法治』（社会科学文献出版社・2007）所収）。
- (3) 國立故宮博物院編輯『宮中档光緒朝奏摺』（同院・1973-75）にこれに先行する日付を持つ「恩壽奏為委員設定憲政調査局片」（同書24卷674頁）、「恩壽奏為籌撥憲政調査局經費片」（同書24卷686頁）（ともに光緒33年7月15日）という史料がある。9月16日の摺に先駆けて試験的なものが実施されていたのか、日付の誤りか、詳らかでない。なおこの史料は「陝西巡撫恩壽奏設立調査局由」（官報207）と同文である。
- (4) この問題に関連するのが法制科第三股の調査である。奉天省ではさらに具体的に鹽務・教育実業・警察・司法・外交・交通・軍務・財務・税捐・墾務・蒙務に関する調査を第三股の調査項目として掲げている。これら第三股の報告書の存在は知られていないが、調査局の調査の性格を考える際には、こうした円滑な行政実務の遂行という目的との関係を念頭に置く必要があるものと思われる。
- (5) やはりお膝元ということからか、直隸の準備が非常に早い。また非常に詳細な法制科辦事規則、統計科辦事規則、庶務處辦事通則、法制統計科辦事通則が知られる。それぞれ官報141～145（法制章程類）参照。
- (6) 「兩廣總督咨呈事」（憲編16-29）参照。
- (7) 「署山東巡撫吳廷斌奏設立調査局片」（官報177・会政162-869）参照。
- (8) 「湖廣總督趙爾巽設立調査局片」（官報146）参照。
- (9) 「署山東巡撫吳廷斌奏設立調査局片」（官報177・会政162-869）参照。また「陝西巡撫恩壽奏設立調査局由」（官報207）では憲政研究所の設置とそこでの人材育成が建言される。
- (10) 「安徽巡撫文一件擬派知府王詠霓前赴貴館調査憲政由」（憲編16-4）参照。
- (11) 「徐世昌等奏設立調査員養成所由片」（官檔26-161、これは官報339、軍档166253と同文である）参照。また同奏でも先に見た調査員養成所設立が建議されている。
- (12) 「陝甘總督升允奏為遵設調査局籌辦情形摺」（官報401・軍档167761）参照。
- (13) 「兩廣總督咨呈廣東調査局員銜名表並章程共二本由」（憲編16-14）参照。
- (14) 「兩廣總督咨呈事」（憲編16-29）参照。新會、增城、清遠、新安、花縣、広寧、開建、碣石、海康、徐聞、澄邁、綏寧、赤溪、嘉應の地名が挙げられている。
- (15) 「憲政編查館奏變通各省調査辦法摺」（官報1241・会政1027-9610）参照。

- (16) 「奉天調查局檔案」の大部分は調査科でなく統計科の史料と思われるもので、それも統計結果の送付書などが大半を占め、統計結果はほとんど含まれていない。なお送付された統計書の一つと見られる『奉天司法統計第二次報告書（宣統元年分）』が中国社会科学院法学研究所図書館に所蔵される。清末における統計の歴史も大変興味深いが、さしあたり王健・清川雪彦「戦前中国の統計機構と政府統計」（一橋大学Discussion Paper Series No.30・2004、<http://hdl.handle.net/10086/14032>）を挙げておく。
- (17) 上海図書館編『中国近代期刊篇目彙録』第二卷（中）（上海人民出版社・1981）は「北洋法政學報」につき「1906年9月（光緒三十二年八月）創刊、在天津出版。旬刊。為袁世凱任直隸總督時「北洋官報總局」所主辦、系合併該局原来出版的《學報》及在日本東京出版的《法政雜誌》兩刊物而組成、由吳興讓主編。至1910年11月（宣統二年十月）、該局改出《北洋政學旬報》、此刊即告停止。共出一百五十六冊。」と説明する。
- (18) 吳興讓については『最近官紳履歴彙録 第一集』（北京敷文社・1920）32頁に「字竹林、江蘇吳縣人、年四十七歳、日本法政大學畢業生、光緒丁酉科舉人、分省試用知縣保升直隸州知州、歷充直隸籌辦地方自治局法制課課長、直隸清理財政局編輯科科長、直隸民政長公署科長、國務院僉事、政事堂主計局僉事、統計局僉事」とある。
- (19) 「民事習慣調査書」部分の「分家產」において「江蘇有均分若干份將家產之高下優劣配合寫成一圖拈於宗祠以免爭執者直隸有此風否」との部分が削除されている。
- (20) 問題は以下の通りである。なお〔 〕は上海図本にあり学報連載にない部分、〔 〕は上海図本になく学報連載にある部分、下線部は上海図本において（ ）内の文字であるものを示す。

第一類 租地耕種

- 一 租地耕種若不訂立年限業主能否不租抑必須耕戶自願不種之時始可別招耕戶〔吳下分佃戶與租地爲兩種佃戶不立年限非口欠租不法等事不另招也租地則以期限爲斷〕
- 二 租地耕種應納之租有無定額抑須業主與耕戶議定
 (註) 【所以分佃戶與租地爲兩種者因】田租有一定之額祇有荒歉減免【而】永不能加地租則須【由兩方】議定故地租以承攬契券爲憑而田租即應納之租註明於田契[俗稱額脚]【如是則】田租地租截然二事【他省有此區別直隸如何詳答之】
- 三 不訂立年限而租息有定額之土地業主若出賣此土地是否仍由原租戶耕種而納租於新業主抑必與新業主另立契券
- 四 訂立年限之土地租息由業主與耕戶議訂者若於年限未滿之時業主欲出賣其土地能否以耕戶轉薦於新業主若新業主將自耕或另有耕人則未滿年限之耕戶能否向出賣之業主要求貼補
- 五 耕戶不自種能否轉租於他人耕種其轉租應否先由業主允許其繳納之租息是否由轉租者直接交付抑須由原耕戶轉交其對於原耕戶應否分以利息
 (註) 南省(吳下)之田有轉租辦法業主不問仍向原耕戶收耕轉租人所納分爲兩種一則納於原耕戶者謂之小租一則納於業主者謂之大租此小租之利息即所謂田面之利息也惟其中原耕戶在租冊列名故得有田底可以不自耕自轉租轉租之人則不能爲第二層轉租即以田面非其所有也
- 六 租地耕種所種物品有無限制(如不准種鴉片及傷害土性之品【之類】)
- 七 關於土地之高下及形狀有無不准變動之限制若有變動於年滿後應否以原有形狀交還
- 八 爲改良土地之計須改變其土性地形者應否由業主承允抑可自主(由)
- 九 若遇荒歉之歲租息有無減免之例〔其減與免〕可否由耕戶請減請免
- 十 若遇天災地變損失其土地或減小其丈尺是否耕戶不擔責任
- 十一 凡(一切)租地之契券及收租催租之憑據契券冊籍式若何(各照畫一份)

(九州大学法学研究院准教授)